

ペット供養と動物の往生—法然上人のご法語を中心に—

大正大学 林田康順

〔1〕序論

「ペットも念仏回向すれば浄土往生できますか？」

「ペットが浄土往生した時はどんな姿で生まれるのですか？」

時代の移り変わりに伴って、こうした質問を受けることが多くなってきた。これまで発表者は、『無量寿経』『大阿弥陀経』等の浄土経典、浄土宗祖法然上人（以下、祖師の尊称を略す）等のご法語を中心に、動物（ペット）の往生をいかに捉えるべきかについて考察し、講義を重ねてきた。本発表では、動物の往生の可否について論じていきたい。

〔2〕前提

そもそも浄土宗義においては、願往生人による称名念仏の相続が浄土往生の基本的条件であることは明白であり、法然のご法語において、こうした内容が圧倒的多数であることは言うまでもない。しかし、ご法語の「多い・少ない」という点からは、以下に論じる念仏回向を法然が「推奨しているわけではない」という方向が導き出されるのであって、念仏を実践しなかった衆生の浄土往生が「不可である」と結論づけられるわけではない。

〔3〕論点

次にペットの往生をめぐる論点を整理すると次のようになる。

①念仏回向は可か、不可か？—法然の『往生浄土用心』や『示或人詞』に基づけば、念仏回向は「可」という結論が導き出されよう。

②念仏回向の対象は人道の者に限定されるか、広く十方衆生に及ぶか？—やはり法然のご法語に基づけば、念仏回向の対象は「十方衆生」に及ぶという結論が導き出されよう。

③私達凡夫が念仏回向による利益を浄土往生ではなく、人道に生まれ変わらせるものとして変更することは可か、不可か？—この点についても法然のご法語に基づけば、念仏回向の利益は浄土往生に他ならず、人道に生まれ変わらせるものとして恣意的に変更することは「不可」とあるという結論が導き出されよう。

〔4〕結論

阿弥陀仏にとって、本願念仏は浄土往生の正定業として選択された行であり、決して六道輪廻の範疇にある人道に生じさせるための行ではない。その浄土往生行を私達凡夫が人道に生じさせる行として恣意的に読み替えることは許されるものではない。すでに法然がご法語に明示されているにもかかわらず、一方で墮地獄の者の浄土往生を認め、一方でペットの浄土往生を認めないという主張は、論理的な立場として認められるものではないだろう。そもそも罪悪生死の凡夫としての自覚を不可欠とする私達浄土宗僧侶が、回向の手段として有しているのは、浄土往生を根本とする本願念仏のみである。だからこそ、我々凡夫が本願念仏を回向するならば、その回向に向けた衆生に対して「必ずや浄土往生が遂げられるように」との思いを乗せて念仏を称えなければいけないのである。